

令和6年9月2日

国土交通省

令和6年度予算に向けた個別公共事業評価（その4）について

国土交通省は、令和6年度予算に向けた個別公共事業評価として、補助事業等の新規事業採択時評価の結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。

国土交通省では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択を行うための新規事業採択時評価、及び採択後一定期間を経過した事業を対象としてその継続を判断する再評価、並びに事業終了後一定期間を経過した事業を対象として事業の効果等を確認する完了後の事後評価など、個別公共事業評価を実施しています。

(添付資料)

- ・令和6年度予算に向けた個別公共事業評価書（その4）

(事業評価制度について)

<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/index.html>

お問い合わせ先

事業評価制度について

大臣官房技術調査課 課長補佐 大谷

代表 03-5253-8111（内線 22339） 直通 03-5253-8218

大臣官房公共事業調査室 課長補佐 舘小路

代表 03-5253-8111（内線 24294） 直通 03-5253-8258

政策統括官付政策評価官室 企画専門官 阿部

代表 03-5253-8111（内線 53405） 直通 03-5253-8807

個別事業について

○河川事業

水管理・国土保全局河川計画課 課長補佐 山川

代表 03-5253-8111（内線 35353） 直通 03-5253-8443

個別公共事業の評価書（その４）

－令和５年度－

令和６年９月２日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和６年３月３１日最終変更）に基づき、個別公共事業（補助事業等）についての新規事業採択時評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第１０条の規定に基づき作成するものである。

１．個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は３年間。補助事業等は５年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（５年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（５年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添１（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価カルテ検索（URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

ii) 事業評価関連リンク（URL：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

２．今回の評価結果について

今回は、令和６年度予算に係る評価として、補助事業等について、１件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添２、評価結果は別添３のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名	評価項目		費用便益分析以外の 主な評価項目	評価を行う過程において 使用した資料等	担当部局
	費用便益分析				
	便 益	費 用			
河川事業 (代替法)	・想定年平均被害軽減期待額	・事業費 ・維持管理費	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計 等	水管理・国土保全局

※便益把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

令和6年度予算要求に係る新規事業採択時評価について (令和6年8月末時点)

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
河川事業	補助事業等	1
合計		1

総計	1
----	---

令和6年度予算要求に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和6年8月末時点)

別添3

【公共事業関係費】
【河川事業】
(補助事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				B/C
		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳				
石神井川大規模特定 河川事業 東京都	1,310	1,204	<p>【内訳】 被害防止便益：1,192億円 残存価値：11.9億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水被害軽減戸数：451世帯 年平均浸水被害軽減面積：7.3ha</p>	1,084	<p>【内訳】 建設費：994億円 維持管理費：90億円</p>	1.1	<p>・一連の効果を発現する区間全体の整備が完了した場合、道路等公共インフラの浸水被害が軽減される。</p>	水管理・国土保全局 治水課 (課長 笠井 雅広)